

森林組合法の一部を改正する法律案要綱

第一 組合間の多様な連携手法の導入

一 事業譲渡

- (一) 森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」という。）が販売事業、購買事業等の一部の譲渡をするには総会の決議を経なければならないものとする。 （第六十一条第一項及び第七十七条関係）
- (二) 組合等が事業の全部の譲渡又は販売事業、購買事業等の全部の譲渡をするには総会の特別決議を経なければならないものとする。 （第六十三条及び第九十九条第三項関係）

二 森林組合が行う吸収分割

- (一) 森林組合は、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の組合等に承継させること（以下「吸収分割」という。）ができるものとし、この場合においては、吸収分割をする森林組合（以下「吸収分割組合」という。）とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割組合から承継する組合等（以下「吸収分割承継組合等」という。）とは、吸収分割契約を締結しなければならないものとする。 （第八十八条の二第一項関係）

(二) 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等は、吸収分割契約について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならないものとする事。

(第八十八条の二第二項関係)

(三) 吸収分割契約には、吸収分割承継組合等が吸収分割組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項、吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対して交付する出資の口数等を定めなければならないものとする事。

(第八十八条の三第一項関係)

(四) 吸収分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする事。

(第八十八条の三第二項関係)

(五) 吸収分割組合が吸収分割によって吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合の最終の貸借対照表上の資産の額の五分の一を超えない場合には、総会に代えて理事会の決議によることを可能とすること。

(第八十八条の四第一項関係)

(六) 吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合に対して交付する額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表上の資産の額の五分の一を超えない場合には、総会に代えて理事会の決議によることを可能とすること。

(第八十八条の四第二項関係)

(七) 吸収分割組合及び吸収分割承継組合等における債権者の異議申立手続等について定めること。

(第八十八条の五第一項関係)

(八) 吸収分割承継組合等は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割組合の権利義務を承継するものとする事。

(第八十八条の六第一項関係)

(九) 吸収分割組合の債権者であつて、吸収分割をする旨等について各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約の定めにかかわらず、吸収分割組合及び吸収分割承継組合等に対して債務の履行を請求することができるものとする事。

(第八十八条の六第二項及び第三項関係)

(十) 吸収分割組合又はその組合員は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割承継組合等の会員又は組合員となるものとする事。

(第八十八条の六第四項関係)

(十一) 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)を準用するものとする事。

(第八十八条の七関係)

(十二) 吸収分割の無効は、吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内に、訴えをもつてのみ主張することができること等を定める事。

(第八十八条の八関係)

三 森林組合連合会が行う吸収分割

森林組合連合会はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の森林組合連合会に承継させることができるものとするとともに、その手続等について定めること。

(第百八条の四から第百八条の十一まで関係)

四 新設分割

(一) 二以上の組合等は、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する森林組合連合会に承継させること(以下「新設分割」という。)ができるものとし、この場合においては、新設分割をする組合等(以下「新設分割組合等」という。)は、共同して新設分割計画を作成しなければならぬものとする。

(第百八条の十二第一項関係)

(二) 新設分割組合等は、新設分割計画について、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければならないものとする。

(第百八条の十二第二項関係)

(三) 新設分割計画には、新設分割によって設立する森林組合連合会(以下「新設分割設立連合会」という。)の定款記載事項、新設分割設立連合会が新設分割組合等から承継する資産、債務、雇用契約そ

他の権利義務に関する事項、新設分割組合等が新設分割に際して取得する新設分割設立連合会に対する出資の口数等を定めなければならないものとする事。 (第百八条の十三第一項関係)

(四) 新設分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする事。

(第百八条の十三第二項関係)

(五) 新設分割組合等が新設分割によって新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表上の資産の額の五分の一を超えない場合には、総会に代えて理事会の決議によることを可能とすること。 (第百八条の十四関係)

(六) 新設分割組合等及び新設分割設立連合会における債権者の異議申立手続等について定める事。

(第百八条の十五関係)

(七) 新設分割設立連合会は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合等の権利義務を承継するものとする事。 (第百八条の十六第一項関係)

(八) 新設分割組合等の債権者であつて、新設分割をする旨等について各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画の定めにかかわらず、新設分割組合等及び新設分割設立連合会に対して債務の履行を

請求することができるものとする。

(第百八条の十六第二項及び第三項関係)

(九) 新設分割組合等は、新設分割設立連合会の成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割設立連合会の会員となるものとする。

(第百八条の十六第四項関係)

(十) 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律を準用するものとする。

(第百八条の十七関係)

(十一) 新設分割の無効は、新設分割の効力が生じた日から六箇月以内に、訴えをもつてのみ主張することができること等を定めること。

(第百八条の十八関係)

第二 正組合員資格の拡大

森林所有者である個人の推定相続人であつて、当該個人が所有している森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組合員となる資格を有するものとする。

(第二十七条第一項第一号関係)

第三 事業の執行体制の強化

一 組合員又は所属員の生産する林産物その他の物資の販売事業を行う組合等にあつては、理事のうち一

人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならぬものとする。 (第四十四条第十項及び第九十九条第三項関係)

二 組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。 (第四十四条第十一項及び第九十九条第三項関係)

三 組合等がその事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。 (第四条関係)

第四 その他

一 専用契約（組合員が当該組合の事業の一部を専ら利用すべき旨の契約をいう。）に関する規定について廃止すること。 (旧第三十四条及び旧第一百六条関係)

二 組合等の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者が当該組合等の理事等になってはならないものとする規定について廃止すること。 (旧第五十七条及び旧第一百六条関係)

三 出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続において、議決の日から二週間以内に行わなければならない財産目録及び貸借対照表の作成について不要とすることその他所要の措置を講ず

るものとする事。

(第六十六条第一項及び第二項、第八十四条第四項等関係)

第五 附則等

一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際現に存する組合等については、第三の一及び二の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする事。

(附則第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第七条関係)

四 罰則規定の整備その他所要の規定の整備を行うものとする事。